

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第 1 3 回会議資料



平成17年4月28日(木)午後1時30分から

大野原町中央公民館3階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第13回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 会議次第

平成17年4月28日(木)午後1時30分から
大野原町中央公民館3階講義室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

- (1) 報告第34号 市町の廃置分合に関する知事決定書及び総務大臣告示について
- (2) 報告第35号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程の一部改正について
- (3) 報告第36号 新市誕生に向けての啓発事業について
- (4) 報告第37号 介護保険事業の取扱いについて
- (5) 報告第38号 指定金融機関の取扱いについて

(2) 協議事項

- (1) 協議第26号 新市の市章の選定(その1)について

(3) その他

- (1) 第14回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

4 閉 会

報告第34号

市町の廃置分合に関する知事決定書及び総務大臣告示について

市町の廃置分合に関する知事決定書及び総務大臣告示について、別紙のとおり報告する。

平成17年4月28日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野 清



決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年10月1日から、観音寺市、三豊郡大野原町及び同郡豊浜町を廃し、その区域をもって新たに観音寺市を置くものとする。

平成17年4月1日

香川県知事

真鍋武紀



総務大臣告示

総務省告示第五百二十九号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七
七条第一項の規定により、観音寺市、三豊郡大野
原町及び同郡豊浜町を廃し、その区域をもって観
音寺市を設置する旨、香川県知事から届出があつ
たので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年十月十一日からその効
力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日

総務大臣 麻生 太郎

報告第 3 5 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程の一部改正について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程の一部を別紙のとおり改正したので報告する。

平成 1 7 年 4 月 2 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名	区 分	職 名
観音寺市	助 役	大野原町	参 事	豊 浜 町	助 役
	企画課長		総務企画課長		総務課長
	合併対策室長		総務企画 課長補佐		総務課主幹

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

【資料】

(改正後)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第12条第2項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、1市2町の合併に必要な事項について協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、前条に規定する幹事の中から、互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(合同会議)

第7条 幹事会は、必要に応じて規約第13条に規定する専門部会と合同で会議を開催することができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名	区 分	職 名
観音寺市	助 役	大野原町	参 事	豊 浜 町	助 役
	企画課長		総務企画課長		総務課長
	合併対策室長		総務企画 課長補佐		総務課主幹

報告第36号

新市誕生に向けての啓発事業について

新市誕生に向けての啓発事業について、別紙のとおり報告する。

平成17年4月28日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

(別紙)

新市誕生に向けての啓発事業について

平成17年4月下旬に総務大臣が観音寺市・大野原町・豊浜町の合併を告示(官報掲載)する見込みです。この総務大臣の告示により、1市2町の合併の効力が生じます。

よって、10月11日の新しい「観音寺市」誕生に向け、1市2町の地域住民をはじめ近隣に広く周知するため、次のような啓発事業を実施する。

1 啓発看板等の設置について

- | | | |
|---------------|-------|---|
| 懸垂幕 | | 総務大臣の告示を受けて1市2町それぞれの庁舎に懸垂幕を設置する。(告示日設置) |
| 立看板 | | 総務大臣の告示を受けてJR観音寺駅他、公共施設等に設置する。(告示日設置) |
| カウントダウンボード... | | 1市2町の庁舎の一階フロアーに新市誕生までの残り日数を示すカウントダウンボードを設置する。(5月6日設置) |
| マグネットシート | | 1市2町の公用車の車体にマグネットシートを貼付する。 |
| 卓上ミニのぼり | | 1市2町の窓口や公共施設に卓上ミニのぼりを設置する。 |
| ポスター | | 1市2町の庁舎や公共施設に掲示する。 |
| チラシ | | 1市2町の全世帯に配布する。 |

2 新市のガイドブック(仮称)作成について

新市の行政サービスや本庁、支所の業務案内、公共施設の役割を紹介するガイドブック(仮称)を作成し、1市2町の全世帯に配布する。

3 新市誕生新聞広告掲載について

平成17年10月11日新市誕生を記念し、地方紙が特集記事を掲載。(市長職務執行者の挨拶、新市誕生に向けての足取り、本庁・支所の組織と住民に対しての窓口業務等について掲載予定。)

(資料)

合併啓発看板等デザイン

①懸垂幕

W900×H7000



②立看板

W450×H1800



③カウントダウンボード

W900×H1500



⑤卓上ミニのぼり

W120×H300



④マグネットシート

W500×H300



報告第37号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年4月28日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

【調整方針】

介護老人保健施設「わたつみ苑」については、合併時までに三豊総合病院組合に譲渡する方向で検討する。

【調整結果】

事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
介護老人保健施設			<p>豊浜町国民健康保険介護老人保健施設「わたつみ苑」</p> <p>目的 介護保険法に基づき、老人等の健康保持に必要な医療サービスと生活サービスを提供する</p> <p>位置 豊浜町大字姫浜1260番地1</p> <p>施設規模 鉄筋コンクリート造、地上4階、地下1階延床面積5,043.55㎡</p> <p>利用定員 入所80床（短期入所含む）、通所40人</p> <p>事業内容 (1)通所リハビリテーション事業 (2)短期入所療養介護事業 (3)居宅介護支援事業 (4)指定介護老人保健施設事業</p>	<p>介護老人保健施設「わたつみ苑」については、平成17年4月1日に三豊総合病院組合に譲渡した。</p>

報告第 3 8 号

指定金融機関の取扱いについて

指定金融機関の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 4 月 2 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

調整結果	株式会社百十四銀行
------	-----------

参 考

区 分	観音寺市	大野原町	豊浜町
現指定金融機関	株式会社百十四銀行	香川豊南農業協同組合	香川県農業協同組合

1 地方自治法（抜粋）
（金融機関の指定）

第235条

1 省略

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

2 地方自治法施行令（抜粋）
（指定金融機関等）

第168条

1 省略

2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て一つの金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

5～9 省略

（指定金融機関の責務）

第168条の2 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

2～3 省略

協議第 26 号

新市の市章の選定（その 1）について

新市の市章の選定について、次のとおり提出する。

平成 17 年 4 月 28 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

新市の市章の選定（その 1）について

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

新市の市章の選定について

1 合併協定内容（21 慣行の取扱い）

新市の市章については、合併時まで選定し、新市において定める。

選定方法については、デザイン関係の専門知識を有する者が作成した図案をもとに合併協議会において新市にふさわしい市章を選定する。

2 図案の委託先

香川県デザイン協会（高松市林町 2217-15 （財）かがわ産業支援財団内）

（1）選定理由

市章のデザインを提案してもらう場合、デザイン業者を数社指名してコンペを実施するよりも、多数の正会員（デザイン業者）に対してコンペ募集できる県デザイン協会へ委託する方が効率的であり、かつ、多数の作品提案が受けられるため。

（2）団体の概要

- ・県内のデザイン振興のため、平成10年2月13日設立
- ・会長 綾田修作（香川県商工会議所連合会会長） 真鍋武紀香川県知事が顧問
- ・入会状況（H16.8.1現在）

正会員		賛助会員	計
法人	個人		
41	77	56	174

- ・実績 第24回全国豊かな海づくり大会キャンペーンポスター
サンポート財団シンボルマーク及びロゴマーク
「2006技能五輪&アビリンピック in かがわ」大会ポスター 等

（3）委託料及び委託内容

- ・500,000円
- ・新市の市章のデザイン提案業務

3 委託方法

別添 新「観音寺市」市章デザイン仕様書のとおりとする。

4 選定方法

委託先から提出された10作品程度から各委員（会長を含む）が選定理由を付して投票。

有効投票総数の過半数を獲得した図案（第1回目の投票で過半数に満たない場合は、得票の多かった上位2作品で再投票し、過半数を獲得したものとする）を新市の市章として決定し、その図案について合併協議会が全会一致で新市の市章とすることを承認する。

投票の結果、上記の方法によれない場合は、改めて協議する。

(参考資料)

新「観音寺市」市章デザイン仕様書

区 分	内 容
委託する市章デザイン	<ol style="list-style-type: none">1 新市にふさわしいデザインであること。2 市旗、徽章等にも使用できるデザインであること。3 用紙の地色を含め、4色以内であること。なお、グラデーション(色の濃淡を連続的に階調で表現すること)で表したものは不可とする。4 他の市町村章や都道府県章並びに他商標等と類似しないものであること。5 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。6 未発表作品であること。
デザイン制作におけるコンセプト	(新市の将来像) 海・山・川 そして人が織りなす「新・田園都市」 ～ 豊かさやすらぎがあふれる協働のまち・かんおんじ～
提出方法	<ol style="list-style-type: none">1 提出する図案は10作品程度とする。 ただし、会員から10作品以上応募があった場合、県デザイン協会において10作品に絞り込み事務局に提出すること(11位以下のものも参考として提出)2 縦横15cmの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、枠外に天地を明示すること。3 用紙1枚につき1作品とする。4 提出に当たっては、「デザインの趣旨」、「作者」等を記載すること。5 採用作品については、デジタルデータにより別途提出するものとする。
選定方法	提出された作品は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会において選定を行う。
著作権等	<ol style="list-style-type: none">1 採用作品に関する一切の権利は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会及び新「観音寺市」に帰属する。2 提出作品は、返却しない。3 採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合又はモノクロで利用する場合がある。

(3) その他

(1) 第 1 4 回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

・日 時 平成 1 7 年 5 月 2 6 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から

・場 所 大野原町中央公民館 3 階講義室

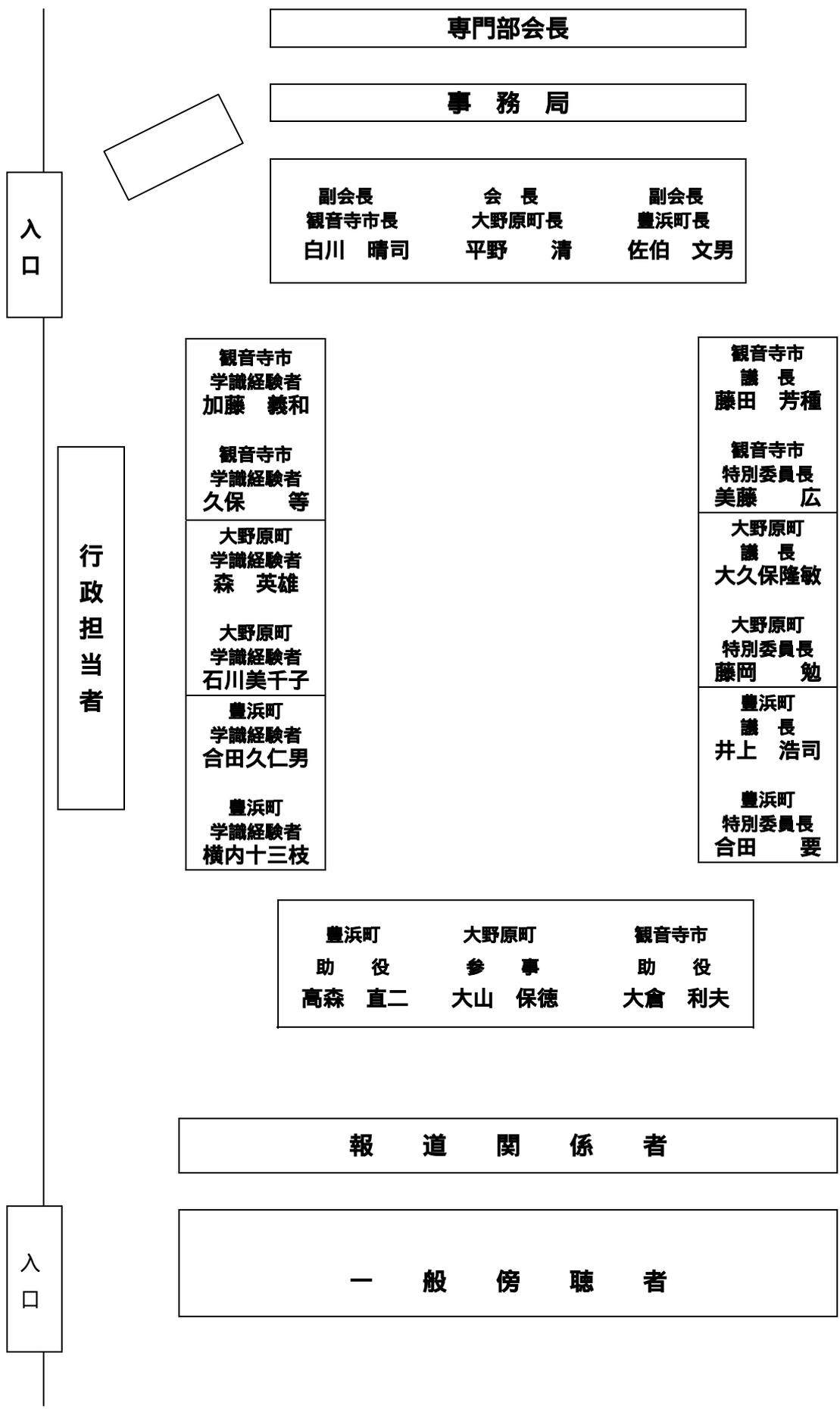
観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会名簿

委員区分	職名	氏名	帰属団体役職等
	会長	平野 清	大野原町長
1号委員	副会長	佐伯 文男	豊浜町長
		白川 晴司	観音寺市長
	委員	大倉 利夫	観音寺市助役
		大山 保徳	大野原町参事
		高森 直二	豊浜町助役
		藤田 芳種	観音寺市議会議長
2号委員	大久保隆敏	大野原町議会議長	
	井上 浩司	豊浜町議会議長	
	美藤 広	観音寺市議会市町合併調査特別委員会委員長	
	藤岡 勉	大野原町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	合田 要	豊浜町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	3号委員	加藤 義和	学識経験者（観音寺市）
久保 等		学識経験者（観音寺市）	
森 英雄		学識経験者（大野原町）	
石川美千子		学識経験者（大野原町）	
合田久仁男		学識経験者（豊浜町）	
横内十三枝		学識経験者（豊浜町）	
監査委員	伊瀬 均	（観音寺市）	
	大廣 清雄	（豊浜町）	

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局名簿

	役 職	氏 名	帰 属 団 体
1	事務局長	大木 和郎	観音寺市
2	次 長	象山 稔彦	香川県
3	総務広報班長	石川喜代美	大野原町
4	総務広報班	長谷川加奈子	豊浜町
5	調 整 班 長	好川 高雄	観音寺市
6	調 整 班	合田 博晃	大野原町
7	調 整 班	山地 康博	観音寺市
8	計 画 班 長	合田 善春	豊浜町
9	総務広報班	藤井久美子	大野原町臨時職員
10	調 整 班	細川 勝美	大野原町臨時職員
11	計 画 班	小山 悟司	大野原町臨時職員

第13回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 席次表



専門部会長

事務局

副会長 観音寺市長 白川 晴司	会長 大野原町長 平野 清	副会長 豊浜町長 佐伯 文男
-----------------------	---------------------	----------------------

行政担当者

観音寺市
学識経験者
加藤 義和

観音寺市
学識経験者
久保 等

大野原町
学識経験者
森 英雄

大野原町
学識経験者
石川美千子

豊浜町
学識経験者
合田久仁男

豊浜町
学識経験者
横内十三枝

観音寺市
議長
藤田 芳種

観音寺市
特別委員長
美藤 広

大野原町
議長
大久保隆敏

大野原町
特別委員長
藤岡 勉

豊浜町
議長
井上 浩司

豊浜町
特別委員長
合田 要

豊浜町 助 役 高森 直二	大野原町 参 事 大山 保徳	観音寺市 助 役 大倉 利夫
---------------------	----------------------	----------------------

報道関係者

一般傍聴者